

## パークサイド郷土の森都市景観協定

認定年月日	2003年10月15日
名称	パークサイド郷土の森都市景観協定
位置	南町六丁目49番10ほか
面積	2,173.57平方メートル
区画数	19区画
有効期間	認定年月日より10年間※

※有効期間満了後に協定者から廃止の届出が無い場合は、さらに5年間更新



- ☆ 都市景観協定とは、景観条例（認定時には都市景観条例）に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における都市景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。  
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

■都市景観協定の目的■

都市景観協定の目的	協定区域内における建築物、緑、工作物、広告物に関する基準を定め、隣接する府中市郷土の森や下河原緑道と調和のとれた住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することと共に、市民が愛着を持ち魅力を感じる都市景観の形成を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。
-----------	---

■建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などに関する基準■

用途	専用住宅及び、兼用住宅とする。
意匠及び色彩	建築物、工作物、広告物の位置・形態及び意匠・色彩は、協定区域内における景観と著しく不調和にならないよう努めるものとする。

■緑化に関する基準■

敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷地内に高木・中木・低木・生垣を良好に配置し、協定区域内の景観と調和するよう維持管理に努めるものとする。</li><li>・ 敷地の道路沿いには、接道部分の3分の1の植樹帯を設けるものとする。ただし、敷地延長の宅地や駐車場および門等の出入口の部分を除く。</li></ul>
--------	---

案内図



区域図

